

宇情審答申第13号
平成16年7月23日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成16年6月9日付け、16宇市文第131号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「宇治市地域社会貢献者表彰にかかる公文書一式 平成15年度」について、情報部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書のうち、宇治市地域社会貢献者被表彰候補者推薦書No.1～3にかかる推薦者の氏名は公開すべきである。

その余については、実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 情報公開請求書の提出及びその受理

平成16年5月24日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、実施機関に対し、「宇治市地域社会貢献者表彰にかかる公文書一式 平成15年度」を請求内容とする情報公開請求書の提出を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の請求内容に該当する文書の特定及び当該文書の公開に係る決定

実施機関は、請求内容に該当する文書として

- ①「宇治市地域社会貢献者表彰」平成15年度推薦募集について
- ②宇治市地域社会貢献者被表彰候補者推薦書No.1～4
- ③宇治市地域社会貢献者選考委員の委嘱について
- ④宇治市地域社会貢献者選考委員会の開催について
- ⑤宇治市地域社会貢献者被表彰者の決定及び案内状の送付について

（以下「本件文書」という。）を特定し、同年6月7日、条例第10条第1項の規定による情報部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

3 異議の申立て

平成16年6月9日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

1 申立ての趣旨

本件処分のうち、推薦者の氏名にかかる非公開部分を取り消し、推薦者の氏名の公開を求める。

2 主張

- (1) 異議申立書は、別紙1のとおり。
- (2) 意見書は、異議申立人の意思により、提出されなかった。

(3) 意見陳述された内容は、概ね次のとおりである。

推薦者の氏名は公開すべきである。

現行、他人が住民票の写しにより住所、生年月日、転入先など容易に知り得ることができ、また、議員や申請者には町内会長名簿も配付されている。

議会の総務委員であれば消防の火災情報についてもファクシミリで出火元等の情報を入手することができる。選挙の投票所においても民間事務従事者が選挙人名簿の情報を見ることができる。

そうした中、地域社会に貢献された方の表彰という名誉なことであるにもかかわらず、推薦者の氏名が非公開とされるのは納得がいかない。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙2のとおり。

第5 本件文書及び異議申立て部分

本件文書は、宇治市地域社会貢献者表彰要綱（平成13年2月23日 告示第17号）及び内規に基づき、被表彰候補者の推薦から決定までに至る平成15年度の公文書一式である。

本件異議申立てについては、異議申立人の主張する「推薦者の氏名」の部分について審査する。

第6 判断

1 条例第6条第2号該当性

条例第6条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）のうち特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。」については、公開しないことができる旨規定している。

本件異議申立て部分である推薦書No.1～4の推薦者の氏名については、特定の個人が識別される情報であり、ただし書きのア、イ、ウのいずれにも該当しない。

条例第6条第2号による非公開とするためには、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることが要件となるため、以下該当性について検証する。

本件の宇治市地域社会貢献者表彰制度の趣旨は、市民等から地域コミュニティや生活環境の向上など特に地域社会に対する貢献が顕著な者の推薦を受け、市長が表彰することで、その活動に対し積極的な評価を与えるものである。

この表彰制度において被表彰者を推薦する行為については、行政の表彰という公的行為を促し、推薦がなければ表彰そのものが行われないものである。

また、被表彰者の選考委員会においても、推薦者からの推薦を受けて審査が行われ、審査の対象となる経歴等の事項についても、推薦者から提出された資料などにより挙げられた事項に限られている。

以上の点に鑑みれば、推薦者の活動はこの表彰制度の中では重要な役割を果たすものであり、本件における推薦行為は、それが私人の推薦であっても、表彰制度の枠内では公的要素を含むことから、公的行為の性格を持つものと評価するのが相当である。

したがって推薦者の氏名は、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められないため条例第6条第2号には該当しない。

しかし、推薦書No.4については、被表彰候補者が、表彰を目的に活動してきたわけではないことを理由に挙げて、表彰を辞退している。被表彰候補者に推薦者の氏名を知らせていない表彰制度のあり方及び表彰を辞退した被表彰候補者の上述の意思を考慮すると、推薦行為も表彰が行われなかったことの反映として、公的行為と評価するには及ばないものである。この場合には、推薦行為を私的行為と見て差支えなく、したがって、推薦者の氏名は通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

よって、条例第6条第2号に該当する。

以上により、推薦書No.1、No.2及びNo.3の推薦者の氏名は条例第6条第2号には該当せず公開すべきであり、推薦書No.4の推薦者の氏名は同号に該当するとして非公開とすべきである。

第7 結語

よって結論のとおり答申する。